



世界遺産暫定一覧表追加資産に係る提案書
「阿蘇」の価値（OUV）について



令和6年（2024年）年4月

熊本県 阿蘇市 南小国町 小国町 産山村 高森町 西原村 南阿蘇村

はじめに

熊本県と阿蘇郡市7市町村は、阿蘇の文化的景観（以下「阿蘇」という。）の世界文化遺産登録に向けて、学術的検討を進めてまいりました。

令和4年（2022年）1月の「世界遺産暫定一覧表追加資産に係る提案書」提出後、約2年間の中で4回の学術委員会、1回の国際ワーキンググループを経て、さらに「阿蘇」の価値を整理しました。

令和6年（2024年）2月19日に開催した第14回阿蘇世界文化遺産学術委員会において、資産の骨格となる資産名称・OUV・登録基準・アトリビュートに関する議論がまとまりましたので、最新の「阿蘇」の価値について、本書で紹介させていただきます。

今後も、「阿蘇」の価値のほか、歴史や資産の包括的な保存管理等の議論を更に進め、世界文化遺産登録に向けて学術的検討を進めてまいります。





春

夏



秋

冬



1. 資産の名称と位置、範囲

○資産名称（仮称）

阿蘇の文化的景観－カルデラ火山に展開した農業パノラマ

※ここで言うカルデラは外輪山の外側の一部を含むこともある。

○所在位置

「阿蘇」は、東アジアの東端にある日本列島の南西部、九州地方の中央に位置する熊本県の東北部に所在します。阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村の7市町村からなります。



図1 資産の位置

○資産と緩衝地帯の範囲

現在想定している資産と緩衝地帯の位置及び範囲は図2のとおりです。今回整理したOUVを踏まえ、アトリビュートの保全上必要な眺望点や保全のための法規制等を整理したうえで、提案資産範囲及び緩衝地帯範囲の特定を進めます。

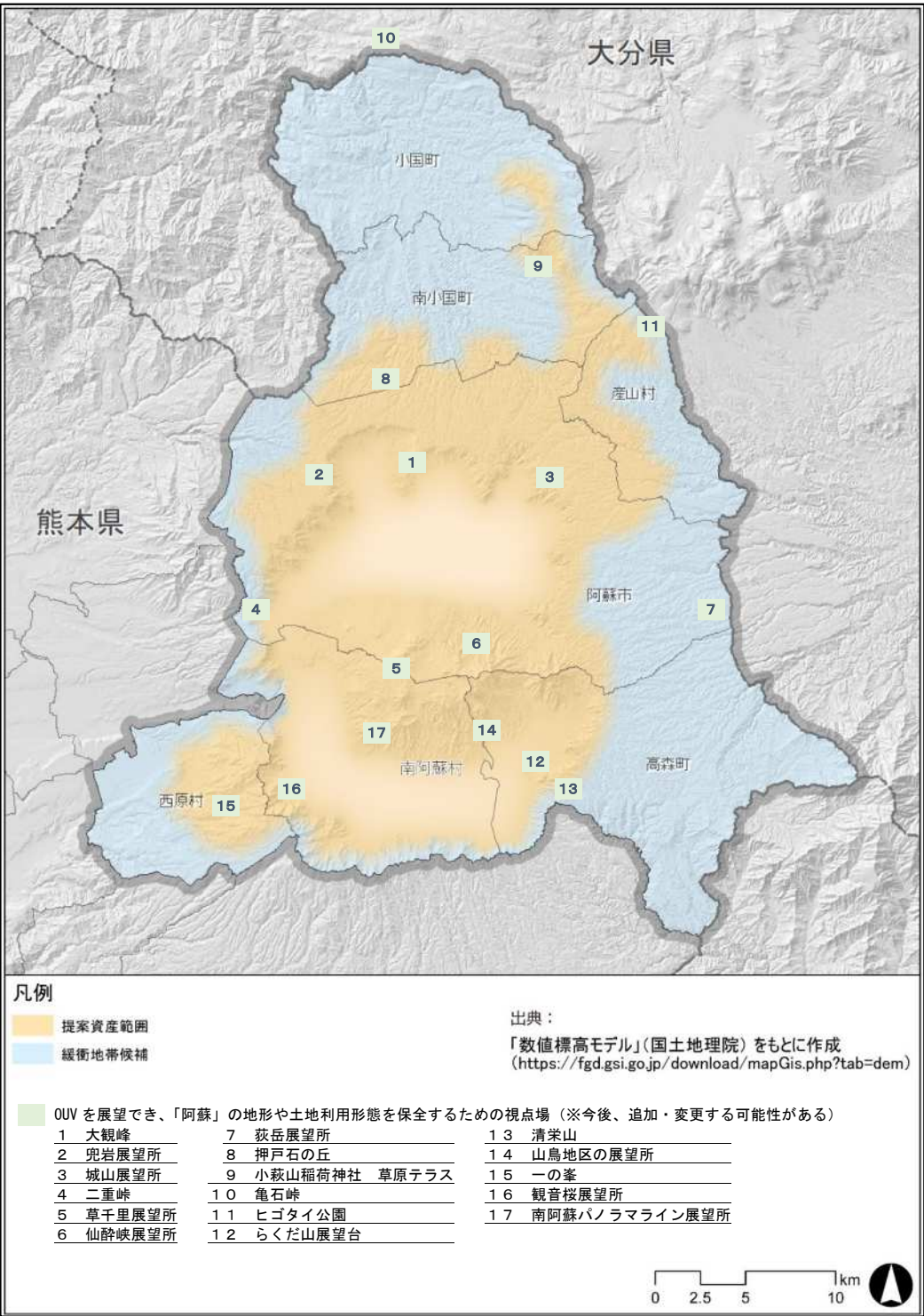


図2 資産及び緩衝地帯の範囲図

2. 「阿蘇」の価値

○「阿蘇」の特徴

「阿蘇」とは、世界最大級の規模と明瞭な円形陥没地形を備える迫力ある景観の火山カルデラのもとで、その地形条件を有効に利用しながら、草地に特徴のある伝統的農業を維持し高い生産性をあげてきた人々の努力が作り上げた文化的景観のことです。



図3 阿蘇の OUV 概要 (イラスト)

○「阿蘇」の価値とは

前ページのイラストで示したとおり、「阿蘇」の価値は4つの特徴で構成されています。その骨子（総合的所見）を文章で記述すると、以下のとおりです。

本資産は、世界最大級の規模と明瞭な円形陥没地形を備える迫力ある景観の火山カルデラと、火山カルデラという地形・地質の条件を克服・利用しながら伝統的な農業を維持し高い生産性をあげてきた人々の努力がともに作り上げてきた有機的に進化する景観^{注1}である文化的景観の顕著な例である。

阿蘇カルデラは、南北25km、東西18km、周囲の壁の高さは約400m、世界最大級の規模であり、中央には活火山を有している。また中央火口丘、外輪山上、カルデラ壁、カルデラ床から構成される明瞭な円形陥没地形を備えるカルデラの姿形は、現在まで開発や災害などで破壊されることなく、迫力あるカルデラ景観を維持してきている。

阿蘇カルデラに定住した人々は、カルデラを取りまく崖の最上部を草地、次を森林、そして平地に居住地と農地という4つの機能の土地利用に分け、この土地利用の区分を伝統的な生業のサイクルに上手に利用することで、与えられた特殊な土地の条件を克服する農業を続けてきた。

阿蘇カルデラでの農業を特徴づけるのは草地利用である。ここに定住した人々は、野焼き―放牧―採草という一連の草地管理を1000年以上にわたり維持し、豊富な湧水・伏流水に恩恵を受けた水利用の工夫とともに、農地開拓と収穫量安定化を実現した。役畜の飼養と肥料に利用する草地を維持する伝統的な農業は、農業の近代化とともに日本の他の地域ではすでに見られなくなり、草地は激減した。しかし、阿蘇カルデラではこの伝統的な農業システムが特徴的なカルデラ地形に反映されて有数な規模と明確な視覚性を保って残されている。

またこの過程において生まれた自然と人々との関わりに由来する火山崇拝や農耕祭事などの伝説・祭祀・信仰・伝承は、地域社会において無形遺産及びその宗教関連施設として受け継がれている。

このように本資産は、今も噴煙を上げている活火山を持つ迫力ある景観の阿蘇カルデラという土地において、1000年以上にわたり人々が与えられた地形の条件を有効に利用し高い生産性をあげてきた人と自然の共生のあり方を示す世界でも貴重な有機的に進化する景観である文化的景観の見本である。

注1 有機的に進化する景観：当初は社会的、経済的、行政上、宗教的な要請から生じたものが、自然環境と関わり、それに対応して、現在の形態に発展したものである。この景観では、進化の過程が形態や構成要素の特徴に反映されている。

（引用：『世界遺産のための作業指針』47bis. ユネスコ（文化庁仮訳）2021）

○登録基準について

世界遺産になるためには、世界遺産委員会が示している 10 の登録基準のうち 1 つ以上に該当している必要があります。阿蘇では、基準 iii と基準 v に該当すると考えています。

(基準 iii)

現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明（の存在）を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

日本の伝統的農業は、役畜飼養・農耕・生活のための草地利用を特徴としてきたが、農業の近代化により日本の他地域では草地が激減した。阿蘇には野焼き・放牧・採草という草地管理を含む農業システムが今も行われている。このことは自然と人々との関わりに由来する伝説・祭祀・信仰・伝承などの遺産と併せて、1000年以上にわたる伝統を今に残す希有な証拠である。

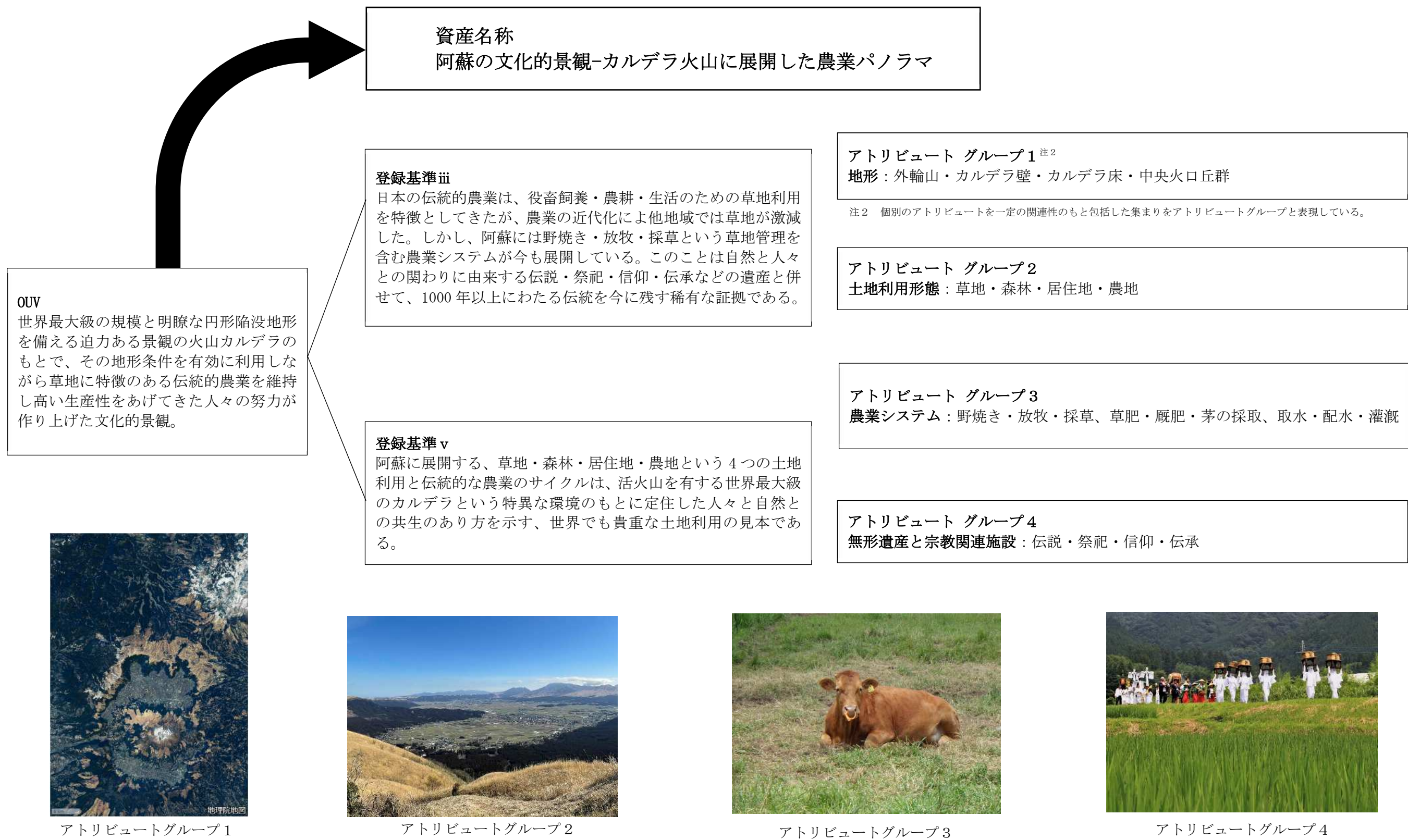
(基準 v)

あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態もしくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本、又は、人類と環境との相互作用を代表する顕著な見本である。（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）

阿蘇に展開する、草地・森林・居住地・農地という 4 つの土地利用と伝統的な農業のサイクルは、活火山を有する世界最大級のカルデラという特異な環境のもとに定住した人々と自然との共生のあり方を示す、世界でも貴重な土地利用の見本である。



○「阿蘇」の OUV、登録基準、アトリビュートの全体像



3. 関係機関の連絡先等

熊本県文化企画・世界遺産推進課（阿蘇世界文化遺産登録推進協議会事務局）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 TEL：096-333-2153

E-mail:bunkakikaku@pref.kumamoto.lg.jp

阿蘇市教育部教育課

〒869-2695熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1 TEL：0967-22-3229

南小国町教育委員会事務局

〒869-2492 熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場143 TEL：0967-42-0047

南小国町まちづくり課

〒869-2492 熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場143 TEL：0967-42-1171

小国町教育委員会事務局

〒869-2592 熊本県阿蘇郡小国町宮原1567-1 TEL：0967-46-3317

産山村企画振興課

〒869-2703熊本県阿蘇郡産山村山鹿488-3 TEL：0967-25-2211

高森町教育委員会事務局

〒869-1602熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地 TEL：0967-62-0227

南阿蘇村教育委員会事務局

〒869-1404熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705番地1 TEL：0967-67-1602

西原村教育委員会事務局

〒861-2492熊本県阿蘇郡西原村大字小森3259 TEL：096-279-4424



阿蘇世界文化遺産登録推進オフィシャルサイト

<http://www.asosekaibunkaisan.com>



公式 HP

令和6年（2024年）3月31日 印刷

令和6年（2024年）3月31日 発行

発行者 阿蘇世界文化遺産登録推進協議会

（〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 熊本県文化企画・世界遺産推進課内）

無断転載禁止